

全国「認知症サポーター100万人キャラバン」キャンペーン！！ 認知症サポーター養成講座を開催します

明日のわたしのためだから・・・認知症サポーターになってください

認知症は誰にでも起こりうる「脳の病気」です。病気のことをよく理解し、認知症になっても安心して暮らせる町をみんなで作っていくため、皆さんのご参加をお待ちしています。

なお、資料の準備のため、参加希望の方は申込みが必要となりますので、下記までご連絡下さい。

日 時 ● 7月30日(木)午前10時～11時30分

会 場 ● 仙南公民館ホール

対 象 ● どなたでも参加できます。

講 演 ● 「認知症を知ろう！～認知症の人を地域で支えていくために～」

申込方法 ● 美郷町地域包括支援センター(福祉保健課内)に7月24日(金)まで、電話またはFAXで氏名、住所、性別、年齢をお知らせ下さい。



▲前回の講座で行われた寸劇「財布がなくなった」



▲たくさんのご参加お待ちしております。

認知症サポーターとは・・・

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となっていただく方で、何か特別なことをするのではありません。

【認知症相談コーナー】(無料)

認知症介護専門職の相談コーナーを設けますので、日ごろ聞きたいことや心配事のある方は、お気軽にご相談ください。



美郷町地域包括支援センター(役場千畑庁舎福祉保健課内) ☎0187(84)4907 ☎0187(85)2107

操体法研修会を開催します

「操体法」とは、肩こり、腰痛、膝の痛みなどを気持ちのよい方向に動かして軽快させる健康法です。

今年も小崎順子先生をお迎えし、下記のとおり研修会を開きます。体の痛みにお悩みの方、体のゆがみを直したい方、ぜひご参加ください。

日 時 ● 7月27日(火)午前10時～正午

会 場 ● 六郷保健センター

講 師 ● 岩手県奥州市 小崎治療院 小崎順子先生

内 容 ● 講話 「体のゆがみを取りましょう～

操体法で気持ちのよい毎日を」

実技 「基礎編」

美郷町操体法同好会に入会しませんか

町では操体法同好会が開催されています。今年度は下記の日程で開催予定です。

開催日に会場に來れば即時入会できますので、お気軽にご参加ください。

開催日 ● 7月27日(月)、8月17日(月)、9月14日(月)、10月19日(月)、11月16日(月)、12月21日(月)、平成22年1月18日(月)、2月15日(月)、3月15日(月)

時 間 ● 午前10時～11時30分(27月日のみ正午まで)

会 場 ● 六郷保健センター



役場(千畑庁舎)福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4907

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

被保険者証(保険証)が新しくなります

お使いいただいております後期高齢者医療の「保険証」が新しくなります。7月末頃、町から加入者の皆様に送付します。申請手続きの必要はありません。8月1日以降は、必ず新しい保険証を医療機関に提示してください。また、保険証は、被保険者の所得に応じて、自己負担割合が1割の方と3割の方がおりますので、ご確認ください。

<今までお使いの保険証>

(有効期限) 7月31日まで
 <注 意> 8月1日以降は、使用できません

<新しい保険証>

(有効期限)8月1日～平成22年7月31日まで(1年間)
 ※7月末に、ご自宅へ送付されます

●現在、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

平成20年中の所得で、世帯員全員が住民税非課税となる被保険者の方は、入院時の食事代と1か月の医療費自己負担限度額が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。現在、交付を受けている方で、引き続き世帯員全員が住民税非課税となる被保険者の方については、8月1日から有効となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険証と一緒に送付します。送付された方は、以前の証を使用しないでください。

なお、平成20年中の所得で、世帯員全員が住民税非課税の世帯であっても、以前に交付を受けていない方については送付されません。交付を受けたい方は、福祉保健課で申請して下さるようお願いします。

保険料決定通知が7月中旬に届きます

平成20年中の所得に応じて確定した、平成21年度分の後期高齢者医療保険料をお知らせする通知書が、加入者の皆様に送付されます。

保険料は、特別徴収(年金からの徴収)と普通徴収(口座振替または納付書による徴収)による方がおりますので、ご確認ください。

特別徴収(年金からの徴収)の方は、口座振替に変更できます

特別徴収(年金からの天引き)の方は福祉保健課の窓口で申請することで、特別徴収から口座振替に変更することができます。変更により、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。詳しくは、福祉保健課までご相談ください。

さしゅ 保険証の詐取に注意してください

他県において、広域連合や市町村職員になりすまし、保険証をだまし取るという事件が発生しています。手口は、「保険証の更新時期なので、古い保険証を回収に来ました。新しい保険証は後日郵送します」と説明し、だまし取るというものです。職員が直接訪問し、古い保険証を回収することはありませぬので、不審な訪問を受けた場合は絶対に保険証は渡さず、福祉保健課へご連絡ください。



県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎018(838)0610
 役場(千畑庁舎)福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907